

## 「配達記録郵便の廃止」に伴う郵便入札方式の変更について

平成21年3月6日

### 1 配達記録郵便の廃止について

配達記録郵便が平成21年3月1日から廃止されたことに伴い、郵便入札については、「一般書留」又は「簡易書留」のいずれかの方法としてください。

### 2 新設される「特定記録」の取扱い

平成21年3月1日から新たに「特定記録」の取扱いが開始されますが、「特定記録」は、配達の記録(受領印の押印又は署名)を行わずに、受取人の郵便受箱に配達するものですので、入札書等が「特定記録」によって郵送されたときは、その入札書を「無効なもの」として取り扱いますので、注意してください。

( \_\_\_\_\_線の取扱いは、開札日が平成21年4月1日以降である案件から適用)